

- と。
b) 当該一の締約国を旗国とすること。

(注) 豪州の排他的経済水域で操業する工船又は船舶については特別の規定有。

- (g) 公海から国際法に基づき締約国の船舶により得られる水産物その他の海洋生物
(h) 締約国の工船の船上において、(f) 又は (g) に規定する製品のみから加工され、又は製造される製品
(i) 生産又は消費から生ずる廃品又はくず、収集される使用済みの製品であって、処分、原材料の回収又は再利用にのみ適するもの
(j) 上記の製品・派生物のみから得られ、生産される製品

【解説】

本条は何か「完全生産品」かについて具体的に定義している。締約国の船舶及び工船の定義等EPA毎に詳細は異なるものの、その多くは他のEPAと概ね共通したものとなっている。

注目される点として、締約国の「船舶・工船」の要件を、TPPと同様、締約国での登録（TPPでは登録・名簿に掲載・記録）及び締約国を旗国のみとし、日EU・EPA、日ASEAN・EPAを含むASEAN加盟国とのEPA等で採用された所有者及び船員等の国籍要件は採用されていないこと、養殖が完全生産品の定義に含められたこと（これまではTPP、日EU・EPAのみ）が挙げられる。

「廃品及びくず」の定義については、TPPを含む他のEPA同様、「生産から生ずる廃品又はくず」と「収集される使用済みの製品から生ずる廃品又はくずであって、原材料の回収のみに適するもの」の2つを規定しており、ASEAN加盟国との二国間のEPAで採用されている「回復・修理不可能な製品から回収される部品・原材料」は採用されていない。なお、この回収される部品・原材料の扱いに関し、TPPでは第3.4条（再製造品の生産に使用される回収された材料の取扱い）に規定³がある。

第3.4条 累積

【概要】

第1項で、第3.2条の「原産品」の基準を満たした締約国の原産品を他の締約国における製品の生産に使用する場合に、当該原産品を当該他の締約国の原産材料とみなすこと（モノの累積）を規定している。

第2項で、第1項のモノの累積の適用を生産行為及び付加価値に拡張することを、全ての署名国における本協定発効後に締約国が検討し、別に合意する場合を除いて5年以内に見直しを終了することが規定されている。

【解説】

RCEPではモノの累積のみが規定された。日ASEAN・EPAなど多くのEPAで採用されず、TPP、日EU・EPA等で採用されている生産行為の累積について、将来の導入への検討規定が入ったことが注目される。

なお、ASEAN加盟国との二国間のEPAをみると、シンガポールとのEPAでは生産行為の累積が採用され、また、マレーシア、フィリピン、インドネシア、ブルネイとのEPAでは、付加価値基準の適用に限って相手国の原産部分（生産行為及び付加価値）の算入を認める規定が採用されている。

第3.5条 域内原産割合の算定

【概要】

第1項で、品目別規則に定める製品の域内原産割合の計算式及びその用語を次のとおり規定している。

(a) 間接方式又は控除方式

$$RVC = \frac{(FOB - VNM)}{FOB} \times 100$$

(b) 直接方式又は積上げ方式

$$RVC = \frac{(VOM + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益} + \text{他の費用})}{FOB} \times 100$$

「RVC」：百分率で表示される製品の域内原産割合
「FOB」：第3.1条（定義）(e) に定義するFOB価

額

「VOM」：製品の生産において使用される原産品である材料、部品又は生産物の価額

「VNM」：製品の生産において使用される非原産材料の価額

「直接労務費」：賃金、報酬その他の被用者給付を含むもの

「直接経費」：経費の総額

第2項で、「製品の価額」は、1994年のガット第7条の規定及び関税評価協定の規定に必要な変更を加えたものにより算定し、全ての費用は、製品が生産される締約国において適用される一般的に認められている会計原則に従って記録され、かつ、その記録が保管される、

第3項で、「非原産材料の価額」は、輸入される材料についてはCIF価額、締約国において得られる材料については、確認可能な最初に支払われた又は支払われるべき価額、

第4項で、原産地不明の材料は、非原産材料として取り扱う、

第5項で、非原産材料又は原産地不明の材料の価額から控除する費用として、当該費用についての証拠がある場合は、(a)生産者へ当該材料を輸送するための費用、(b)当該材料に対する関税、内国税及び通関手数料（免除、払戻し、回収されるものを除く。）、(c)無駄になった及び使い損じた部分の材料の費用（再生可能なくず又は副産物の価額は除く。）、

と規定している。

【解説】

付加価値基準の計算式として、日スイスEPAを除き全てのEPAで使用され、基本形とも言える控除方式が採用されている。また、ASEAN物品貿易協定（ATIGA）で直接方式として採用されている計算式が、積上げ方式として採用されている。これは、日印EPA及び日蒙EPAで積上げ方式として採用された計算式の分子に「他の費用」が追加されたものであるが、ASEAN物品貿易協定において「他の費用」の定義は見当たらない。RCEPにお

いても「他の費用」が定義されていないため、具体的に何が含まれるのか明らかでない。

控除方式の分母である製品の価額はFOB価額を、分子の非原産材料についてはCIF価額を原則⁴としている。また、それらの価額は関税評価協定に基づくとしており、このことは、日EU・EPAが製品の価額（FOB価額）について、売手への支払い価額がない又はそれが生産に要した全ての費用を反映していない場合に生産及び輸出港への輸送に使用された全ての材料の価額及び要した全ての費用とすると規定している以外は、他のEPAと同じである。

第3項の「非原産材料の価額」の扱い、第5項の「非原産材料又は原産地不明の材料の価額」の調整規定はTPPと同様であるが、TPPで規定された「原産材料」の調整規定は見当たらない。

第4項は、TPP同様、原産地不明の材料は非原産材料として取り扱うことを明確化する規定であり、日EU・EPAにおいても「非原産材料」の定義として「～（原産品としても資格を決定できない材料を含む。）～」といった同様な規定（他に日印EPA）があるが、その他のEPAには見られない。

第3.6条 軽微な工程及び加工

【概要】

本条で、第3.2条（原産品）の規定にかかわらず、非原産材料に対して行われた次の軽微な工程及び加工は、産品に「原産品」の資格を与えるための十分な作業又は加工とみなさないと規定している。

- (a) 輸送又は保管のために産品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程
(b) 輸送又は販売のために産品を包装し、又は提示する工程
(c) ふるい分け、選別、分類、研ぐこと、切断、切開、破碎、曲げること、巻くこと又はほごくことから成る単純な処理（注）

（注）この条の規定の適用上、「単純な」として規定される活動とは、専門的な技能又は特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備

3 TPP第3.4条1. TPP領域で取得される回収された材料が、再製造品の生産に使用され、及び再製造品に組み込まれる場合には、原産品として取り扱われる。「再製造品」及び「回収された材料」の詳細については、第1.3条に定義されている。

4 輸入した材料についてはCIF価額を、締約国内で調達した材料については確認可能な最初の価額とされ、輸入時まで遡って確認可能であればCIF価額となる。

を必要としない活動をいう。

(d) 産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程

(e) 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈

(f) 生産品の部品への分解

(g) 動物をとさつする工程(注)

(注)「とさつ」とは、動物を単に殺すことをいう。

(h) 塗装及び研磨の単純な工程

(i) 皮、核又は殻を除く単純な工程

(j) 産品の単純な混合(異なる種類の産品の混合であるかどうかを問わない。)

(k) (a) から (j) までに規定する二以上の工程の組合せ

【解説】

第3.2条の「原産品」の基準を満たす場合であっても、それが軽微な工程及び加工によって行われた場合は「原産品」としての資格を与えないとするもので、日EU・EPAでは「十分な変更とみなされない作業又は加工」、日ASEAN・EPAでは「原産資格を与えることとならない作業」として、多くのEPAで同様の規定がある。ただし、日ASEAN・EPAを含むASEAN加盟国(シンガポールを除く)との二国間のEPAでは、関税分類変更基準、加工工程基準への適用に限定されており、付加価値基準への適用は排除されている。

TPPでは、原産地規則章に当該規定はなく、「原産品」としての資格は「原産品」の基準のみで判断する扱いとなっている。

軽微な工程及び加工として11のリストが示されているが、これは日ASEAN・EPAを含むASEAN加盟国とのEPAの7よりも大幅に増加し、その多くが、日EU・EPAに含まれるものであり、また、「単純な」を用いた工程及び加工に関し、「単純な」の恣意的解釈を軽減する観点で設けられたと考えられる定義についても同様の内容である。

なお、日ASEAN・EPAに規定され、日EU・EPAにも同様の規定がある「統一システムの解釈

に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集」がRCEPでは含まれていないことは注目に値する。

第3.7条 僅少の非原産材料

【概要】

第1項で、産品の生産に使用された非原産材料が品目別規則に定める関税分類の変更(関税分類変更基準)を満たさない場合であっても、当該産品がこの章に定める他の全ての関連する要件を満たすことを条件に、以下の場合には原産品とすると規定されている。

(a) HS第1類～第97類の産品：非原産材料(該当する関税分類の変更が行われていないものに限る。)の価額が産品のFOB価額の10%以下の場合

(b) HS第50類～第63類の産品：非原産材料(必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。)の総重量が当該産品の総重量の10%以下の場合
第2項で、品目別規則が域内原産割合の要件(付加価値基準)で規定している場合には、第1項にいう非原産材料の価額は、当該要件の適用において非原産材料の価額に含めると規定している。

【解説】

僅少の非原産材料(デミニミス規定)とは、生産に使用した非原産材料がごく僅かであるにもかかわらず、それにより「品目別規則を満たす産品」の基準を満たさない場合に、当該非原産材料をその基準の適用の対象から除外できることを定めたもので、TPPを含め他のEPAで採用されており、日EU・EPA、日スイスEPAでは許容限度と呼ばれる。

その具体的基準については、EPAによって設定される品目及び基準が異なっており、RCEPでは、HS全品目でFOB価額の10%以下の場合、繊維・繊維製品(第50類～第63類)ではそれに加えて産品の総重量の10%以下の場合とし、他のEPAに見られる農産品等の例外品目の設定はなく、また、繊維・繊維製品に複雑な規定を採用している他のメ

がEPA(TPP、日EU・EPA)と比較し、大変簡素なものとなっている。

第3.8条 こん包材料及び包装材料並びにこん包容器及び包装容器の取扱い

【概要】

① 産品の輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器については、当該産品の原産品か否かの判断において考慮しないと規定されている。

② 産品の小売用に包装する包装材料及び包装容器については、

- (i) 当該産品に含まれるものとして分類される場合、第3.2条(原産品)の(a)「完全生産品」の基準、(b)「原産材料のみから生産される産品」の基準、及び、(c)「品目別規則を満たす産品」基準のうち関税分類の変更の要件(関税分類変更基準)又は特定の製造若しくは加工の作業の要件(加工工程基準)、を満たすか否かの判断において考慮しない、
- (ii) (c)「品目別規則を満たす産品」の基準のうち、域内原産割合の要件(付加価値基準)の対象である場合には、当該産品の域内原産割合を算定するに当たり、当該産品の原産材料又は非原産材料として考慮する、と規定されている。

【解説】

第3.2条の「原産品」の基準の適用において、「輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器」については考慮しない、また、「小売用に包装する包装材料及び包装容器」については、付加価値基準の適用する場合を除いて考慮しない扱いを規定したものであり、TPP、日EU・EPAを含め他のEPAにも同様の規定がある。

なお、日ASEAN・EPAを含むASEAN加盟国とのEPA(規定のない日星EPAを除く)では「原産品」の3つの基準のうち、「完全生産品」及び「原産材料のみから生産される産品」の基準での扱いが、TPP、日EU・EPAでは、「原産材料のみから生産される産品」の基準での扱いが規定されていないが、RCEPではそれら3つの基準での扱いが規定されている。

第3.9条 附属品、予備部品及び工具

【概要】

産品と共に提示される附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料について、(a)仕入書が当該産品と別立てでないこと及び(b)その数量及び価額が慣習的であることを条件に当該産品の一部とみなし、

- ① 産品が品目別規則に定める関税分類の変更(関税分類変更基準)又は特定の製造若しくは加工の作業(加工工程基準)を満たしているか否かの判断に当たり考慮しない、
- ② 産品が品目別規則に定める域内原産割合の要件(付加価値基準)の対象である場合にはその算定に当たり、その価額を原産材料又は非原産材料として考慮する、と規定されている。

【解説】

第3.2条の「品目別規則の満たす産品」の基準の適用における「附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料」の扱いを規定したものであり、TPP、日EU・EPAを含め他のEPAも同様の規定である。

TPP、日EU・EPAとの違いとして、RCEPは、日ASEAN・EPAを含むASEAN加盟国とのEPA(規定のない日星EPAを除く)と同様、品目別規則を満たす産品の基準の関税分類変更基準及び加工工程基準についてのみ考慮しないとしており、これに対してTPP、日EU・EPAは「完全生産品」の基準を満たすか否かについても考慮しないと規定している。

第3.10条 間接材料

【概要】

第1項で、間接材料は、生産される場所にかかわらず原産材料として取り扱うこと、間接材料の価額は、一般的に認められている会計原則に従って産品の生産者の記録に記載される費用とすると規定されている。

第2項では、「間接材料」を、他の産品の生産、試験若しくは検査において使用される産品(当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。)

5 輸入締約国が締約国によって異なる税率を設定している産品の原産国を決定する場合に適用される附属書2-D第B節(関税率の差異)では、産品の最終生産が行われた締約国を原産国と判断するかどうかの基準として同様の規定がある。